

木くずの廃棄物区分の変更について

平成 19 年 9 月 7 日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 19 年政令第 283 号。以下「改正政令」という。)が公布され、物品賃貸業に係る木くず等が産業廃棄物に加えられることとなりました。(平成 20 年 4 月 1 日施行)

1 概要

従来、事業系一般廃棄物とされていた木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くず」(以下「物品賃貸業に係る木くず等」という。)が、産業廃棄物に追加されます。

2 内容

産業廃棄物である「木くず」

改正前(平成 20 年 3 月 31 日まで)	改正後(平成 20 年 4 月 1 日から)
業種による限定のあるもの ・建設業に係る木くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係る木くず ・パルプ製造業に係る木くず ・輸入木材の卸売業に係る木くず	業種による限定のあるもの ・建設業に係る木くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係る木くず ・パルプ製造業に係る木くず ・輸入木材の卸売業に係る木くず ・物品賃貸業に係る木くず
業種による限定がないもの ・PCB が染み込んだ木くず	業種による限定がないもの ・PCB が染み込んだ木くず ・貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くず

3 定義

(1) 物品賃貸業に係る木くずとは?

リース事業者から排出されるリース物品(家具・器具類等)に係る木くず(日本標準産業分類による「物品賃貸業」に該当する事業の事業活動に伴って生じた木くず)をいいます。

木製のリース物品が、リース契約終了後に有価物として売却され、その後、リース事業者以外から廃棄物として排出される場合には、物品賃貸業から排出さ

れたものではないため、「物品賃貸業に係る木くず」に該当しません。

(2) 貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずとは？

排出事業者の業種を問わず、事業活動に伴って生じたものはすべて産業廃棄物に該当することとなります。なお、パレット積載面の上部に木枠などの構造物を有するものも含まれます。

魚や野菜などを輸送する際にそれらを入れるために用いられる小型の木箱やパレットとともに使用されない大型の木枠などは、パレットの積付けのために使用されるものではないため、「貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず」に該当しません。

4 経過措置

改正政令の施行により、物品賃貸業に係る木くず等が一般廃棄物から産業廃棄物に変更されることに伴い、産業廃棄物である木くずの処理量について急激な増加が見込まれることから、その適正処理を確保するために必要な経過措置が講じられています。

具体的には、改正政令の施行の際、現に物品賃貸業に係る木くず等の処理を業として行うことができる一般廃棄物処理業者等について、一定の期間に限り、産業廃棄物処理業の許可を受けたものとみなすこととされたほか、産業廃棄物処理施設の設置許可や罰則に関する経過措置が講じられました。

【問い合わせ先】

豊橋市環境部廃棄物対策課 廃棄物対策グループ

TEL 0532-51-2406